

聖監告示第 3 号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を行った結果は次のとおりであるので、同条第9項の規定によりこれを公表する。

令和7年12月12日

聖籠町監査委員 小林 勝治

聖籠町監査委員 中村恵美子

財政援助団体等（指定管理団体）監査報告書

第1 監査の概要

1 監査等の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査であり、聖籠町監査基準第2条（3）に準拠しているものである。

2 監査対象

公の施設 聖籠町観音の湯 らぶらん館

指定管理者 株式会社 聖籠の杜

所 管 課 保健福祉課

3 監査の場所及び日時

実施場所 聖籠町観音の湯 らぶらん館

日 時 令和7年11月18日（火）午前9時30分から

4 監査実施者

聖籠町監査委員 小林 勝治

聖籠町監査委員 中村 恵美子

5 監査等の実施内容

令和6年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務について、指定管理者及び所管課から提出された監査資料に基づき諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、指定管理者及び所管課に対して質問及び事実の存否を確認するなど実地に検証する方法により実施した。

6 監査等の着眼点(評価項目)

(1) 指定管理者関係：株式会社聖籠の杜

- ア 施設は関係法令の定めるところにより善良な管理者の注意をもって管理されているか。
- イ 協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - (ア) 管理に関する経費の請求、受領は協定どおりなされているか。
 - (イ) 事業報告書（管理業務の実施状況、利用状況、料金収入の実績、管理経費の収支状況等）は適正に作成されているか。
 - (ウ) 経費の節減は図られているか。
 - (エ) 住民利用は適切に確保されているか。
- ウ 利用促進のための努力はなされているか。
- エ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。領収書の整備、保存は適正になされているか。
- オ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

(2) 所管課関係：保健福祉課

- ア 公の施設の管理を行わせている団体の指定は法令条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は適正公平に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- エ 協定書には必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法は、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

第2 監査対象の概要と監査結果

1 監査対象の概要

指定管理者 株式会社 聖籠の杜

- (1) 設立年月日 平成9年9月30日
- (2) 資本金 9,900万円
- (3) 役員及び職員 役員9名（代表取締役1名、取締役6名、監査役2名）
正社員17名 パート社員等29名
- (4) 事業内容
 - ① 公衆浴場の経営 ② 食堂及び喫茶店の経営 ③ 遊戯場の経営、
 - ④ 観光用土産物店の経営 ⑤ 旅館業
 - ⑥ スポーツ施設の経営 ⑦ 公共施設の維持管理を公共団体から受託する事業
 - ⑧ 上記各号に付帯する一切の事業
- (5) 「ざぶーん館」の設置目的
温泉の利用による町民等の保養及び健康の増進を図り、あわせて観光振興及び地

域活性化に寄与すること。

(6) 指定管理料（令和6年度）

年額 30,000千円

(7) 利用者数（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

150,623人

（町内の者27,051人、町外の者100,218人、
優待券の者23,354人）

(8) 収支の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

売上高 242,696千円（指定管理料含む）

売上原価 48,427千円

販売費及び一般管理費 192,178千円

営業利益 2,091千円

(9) その他

ア 指定管理者は「ざぶーん館」の指定管理業務のほか、町から給食センターの運営に係る業務も受託している（委託管理料66,720千円）

イ 町の入湯税収入 14,642千円

2 監査結果

(1) 指定管理者関係：株式会社 聖籠の杜

指定管理業務に係る出納その他の事務は、基本協定書及び仕様書の内容に沿っておおむね適正に行われていた。

(2) 所管課関係：保健福祉課

指定管理業務に係る事務処理は、おおむね適正に行われていた。

(3) まとめ

ア 「指定管理業務仕様書 第8その他業務 4モニタリング及び実績評価」に記載がある自己評価について、利用者からのアンケート等で意見は聴取しているが、定期的な自己評価が不十分のようである。得られた評価を次年度に生かせるように実施されたい。

イ 「ざぶーん館」の指定管理業務については、営業利益2,091千円は黒字となっているが、町からの30,000千円の指定管理料があつてこそその黒字であり、指定管理料が現在の金額から減額となれば運営ができない状態と認められる。

なお、業務の中では、庭園管理や運転業務など、現状の人員で行える業務を増やし経費節減を図っている努力は確認できた。

今後は、入館者数を増やすためにも、観光事業との連携やレストランだけの利用も可能であることを広告宣伝するなど工夫し、更なる売上増加策を検討し、財務状況の充実が図られることを望む。

ウ 株式会社聖籠の杜に対しては、令和4年11月に同様の監査を実施し、監査報告書

において指摘した事項について次のとおり改善等の確認をした。

(ア) 当時指摘したコロナ禍による借入金の返済については、既に全額返済済みであった。

(イ) 「さぶーん館」の位置付けについて、健康増進施設としての保健福祉課から観光振興を担当する産業観光課への所管替えについて検討すべきと記載されていたが、検討が行われていない。今後、検討を望む。

以上